

(参考資料)

○田布施町庁舎問題等検討町民委員会設置条例

(設置)

第1条 現庁舎の老朽化等に伴う問題点を整理し、今後の庁舎整備に関する基本的方向を調査及び検討するため、田布施町庁舎問題等検討町民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 現庁舎の問題点に関すること。
- (2) 今後の庁舎整備に係る基本的方向に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。(改正)

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町が関係する団体の構成員

(任期)

第4条 委員の任期は、今後の庁舎整備に関する基本的方向について、調査及び検討が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 町長及び副町長は、委員会に出席し、発言することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。